○農林水産省告示第百五十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十二年十一月十七日　第十号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

エンジニアード・ウッド・プロダクツ・アソシエーション（ＥＷＰＡ）　オーストラリア　クイーンズランド州　ニューステッド　ダンロップストリート　三

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

合板及び単板積層材

四　登録外国認定機関が認定を行う区域

(1)　認定を行う区域

外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

オーストラリア　クイーンズランド州　ニューステッド　ダンロップストリート　三

○農林水産省告示第百五十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の六第一項の規定に基づき、バイオグロ　ニュージーランド　リミテッドが認定に関する業務を行う事業所について、平成二十二年十一月二十九日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十三年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

変更前の事業所の所在地

ニュージーランド　ウェリントン市　ガズニース　ニュージーランド　ウェリントン市　ビクトリアストリート　七十五　九階

変更後の事業所の所在地

ニュージーランド　ウェリントン市　ビクトリアストリート　百五十六―百五十八　五階

○農林水産省告示第百五十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十二年九月一日　第七十二号

二　登録認定機関の名称及び住所

特定非営利活動法人日本生態系農業協会　東京都港区東新橋二丁目十番十号東新橋ビル二階

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内並びにインド、カンボジア、タイ、台湾、大韓民国、中華人民共和国、フィリピン、ベトナム、マレーシア及びミャンマー

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都港区東新橋二丁目十番十号東新橋ビル二階

○農林水産省告示第百五十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十二年十月二十日　第八十一号

二　登録認定機関の名称及び住所

特定非営利活動法人北海道オーガニック推進協会　北海道札幌市中央区大通西二十一丁目三番一号ハイツ大通一階

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内及び外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

北海道札幌市中央区大通西二十一丁目三番一号ハイツ大通一階

○経済産業省告示第五号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年一月十九日

経済産業大臣　海江田万里

名称	変更前後別	
ガスプラント株式会社	前	名古屋事業所　愛知県名古屋市中川区蔦元町二丁目四十四番地
	後	中部事業所　岐阜県多治見市笠原町字平園四千四百九十一番地二

保安検査を行う事業所の名称及び所在地

○国土交通省告示第四十七号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年一月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する告示

昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を次のように改正する。

表国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の項中「通信ケーブル、電線、工事用施設、工事用材料の置場、催しのため設けられる仮設工作物及び」を削り、「社団法人平城遷都一三〇〇年記念事業協会　催しのため設けられる仮設工作物」を

「

社団法人平城遷都一三〇〇年記念事業協会	催しのため設けられる仮設工作物	
農林水産省近畿農政局	農業用用排水施設	
大谷池郷	農業用用排水施設	

」

に改める。